

令和 2 年 第 2 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 5 日

令和 2 年 6 月 1 0 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (6 月 5 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	5
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	6
町 長 諸 報 告	6
教 育 行 政 報 告	13
議 会 報 告	15
議案第 39 号	16
議案第 40 号	17
議案第 41 号	18
議案第 42 号	20
議案第 43 号	20
議案第 44 号	22
議案第 45 号	23
議案第 46 号	24
議案第 47 号	25
議案第 48 号	25
議案第 49 号	26
議案第 50 号	26
議案第 51 号	27
議案第 52 号	28
議案第 53 号	29
議案第 54 号	29
議案第 55 号	29
議案第 56 号	29
議案第 57 号	29
議案第 58 号	29
議案第 59 号	29
議案第 60 号	29
議案第 61 号	29
議案第 62 号	31

議案第 63 号	33
報告第 1 号	34
散 会	35

第 2 号 (6 月 10 日)

議 事 日 程	36
本日の会議に付した事件	36
出 席 議 員	37
欠 席 議 員	37
議会事務局職員出席者	37
説明のため出席した者	37
開 議 宣 言	38
議案第 39 号	38
議案第 40 号	39
議案第 41 号	40
議案第 42 号	41
議案第 43 号	42
議案第 44 号	44
議案第 45 号	44
議案第 46 号	45
議案第 47 号	48
議案第 48 号	49
議案第 49 号	50
議案第 50 号	51
議案第 62 号	52
議案第 63 号	53
委員会の閉会中の継続調査について	54
議員の派遣について	54
閉 会	55

議事日程(第1号)

令和2年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第50号 財産の取得について
- 日程第18 議案第51号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第19 議案第52号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第53号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第54号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第55号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第56号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第57号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第58号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第59号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第60号 須恵町農業委員会委員の任命について

- 日程第 28 議案第 61 号 須恵町農業委員会委員の任命について
日程第 29 議案第 62 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 30 議案第 63 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 31 報告第 1 号 令和元年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 教育行政報告
日程第 5 議会報告
日程第 6 議案第 39 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
日程第 7 議案第 40 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
日程第 8 議案第 41 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
日程第 9 議案第 42 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第 10 議案第 43 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
日程第 11 議案第 44 号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 12 議案第 45 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 13 議案第 46 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 14 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
日程第 15 議案第 48 号 工事請負契約の締結について
日程第 16 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
日程第 17 議案第 50 号 財産の取得について
日程第 18 議案第 51 号 須恵町固定資産評価員の選任について
日程第 19 議案第 52 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 20 議案第 53 号 須恵町農業委員会委員の任命について
日程第 21 議案第 54 号 須恵町農業委員会委員の任命について
日程第 22 議案第 55 号 須恵町農業委員会委員の任命について
日程第 23 議案第 56 号 須恵町農業委員会委員の任命について

- 日程第24 議案第57号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第25 議案第58号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第26 議案第59号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第27 議案第60号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第28 議案第61号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第29 議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）
 日程第30 議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第31 報告第1号 令和元年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	地域振興課長	甲能裕和

住 民 課 長	合 屋 真 由 美	ま ち づ くり 課 長	平 山 幸 治
税 務 課 長	横 山 剛	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の定例会も前回の臨時会同様、コロナ感染対策予防のため、執行部には議案提出関係課のみの出席となっております。皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第2回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

5月11日及び5月29日それぞれ午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された議案は25件、報告1件、ほかに町長諸報告3件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会7件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会2件で、議案第51号から61号までの人事案件については、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言は5月25日に全面解除となりましたが、第2波の感染拡大も心配され、継続した感染防止策の必要性、また、執行部の新型コロナ対策に要する時間の確保も考え、一般質問の取りやめと会期の短縮を議員全員により決定いたしました。

会期は、本日6月5日から10日までの6日間とし、本日、当初本会議終了後全員協議会、8日、予算審査特別委員会終了後常任委員会、10日、最終本会議終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から6月10日までの6日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） よって、第2回定例会の会期を本日から6月10日までの6日間と決定します。——すいません。御異議なしと認めます。私、言い忘れしたので、誠に失礼しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第147条の規定により、5番議員、6番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

6月定例会招集しましたところ、全員参加で6月議会開催されますこと感謝申し上げます。

それでは、3件についての町長諸報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について

まず初めに、新型コロナウイルスの感染予防、防止対策につきましては、多くの御不便がありながらも、町民皆様の御理解と御協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。

国、県からの非常事態宣言の期間延長に伴い、町立小中学校等の一斉臨時休校をはじめ、須恵町が主催するイベント等の中止、延期や町民が利用される公共施設等の閉館を延長しておりましたが、5月14日の指定解除により、社会・経済活動再開へ向けた取組を段階的に行っている状況でございます。

まず、町立小中学校につきましては、感染予防に対しまして、万全の対策を行った上で、5月20日より登校日を変える等をして、全学年の分散登校を開始し、6月からは通常の学校生活を再開いたしました。

幼稚園、保育園等につきましても、通常どおり通園を行っております。

今後、施設内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には施設を閉鎖するなどの感染防止に当たってまいります。

町内の公共施設等の利用につきましては、5月21日から町立図書館、歴史民俗資料館、久我美術館については、感染防止策を行った上で開館いたしました。若杉の森運動公園をはじめ社会教育施設、社会福祉施設等につきましては、国、県の動向を見ながら対応してまいります。

次に、今回の新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている町内の小規模事業者並びに家計に影響を受けている町民の皆様への支援策でございます。

1人につき10万円を支給する国の特別定額給付金事業につきましては、5月末現在でオンライン申請が438件、郵送申請分が9,688件、合わせまして1万126世帯の申請があり、6月3日までに21億2,240万円の給付を行っております。今後も遅滞なくスピード感を持って行ってまいりたいと考えております。

須恵町独自の支援策である小規模事業者給付金事業につきましては、5月8日から申請受付を開始いたしました。個人事業主など幅広く支援ができるよう、申請月の前年同月の売上高が30万円以上であることという支給要件を撤廃し、フリーな形で申請受付を行っております。

5月末現在で200件の申請があり、6月4日までに1,520万円の支給を行っております。

また、町民の方への支援策として生活応援商品券事業につきましては、町内のスーパーや小売店などの登録事業所で利用できる1世帯当たり1万1,000円分の商品券を発行いたします。

現在準備を進めておりますが、4月27日現在で住民登録がある町内全世帯へ7月中旬にお届けする予定でございます。

これらの須恵町独自の支援策につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と町の財政調整基金を充当して実施いたします。

その他の支援でございますが3つございます。

まず1つ目は、出産間近の妊婦でPCR検査を希望する人につきましては、全額町負担で検査が行えるよう実施をしたいと考えております。現在は、感染が疑われる症状のない妊婦は自費で検査を受ける必要があり、通常2万円程度かかります。生まれてきた赤ちゃんなどが新型コロナウイルスに感染するリスクを軽減するため、糟屋郡町長会から要望を行い、糟屋郡医師会及び粕屋保健所との協議が整いましたので、今現在、実施に向けて準備に入っております。

次に2つ目ですが、小中学校につきましては、休業期間中の遅れを取り戻すために、夏休み期間中も登校し、通常授業を行う予定にしております。小中学校の子どもを持つ家庭への支援といたしまして、夏休み期間中の登校に係る昼食、小学校においては給食、中学校においては弁当を町全額負担で準備いたします。

次に3つ目ですが、保育園につきましては、登園自粛要請に応じていただいた御家庭の保育料は日割計算とさせていただきます。

この3つの支援策につきましては、本議会において提案しておりますので、御審議方よろしくお願いいたします。

今後のコロナ禍による地域経済や、住民生活の状況を注視しながら、9月、10月の町内の状況によっては、第2回目の住民目線の支援策を検討していきます。

そのほかにも、国、県の助成制度や貸付制度、納税猶予など様々な支援制度がございます。厳しい状況とは思いますが、企業の方々や町民の皆様には、これらの支援制度を活用いただいて、ぜひとも踏ん張っていただいて、元気を取り戻していただきたいと切に願っております。

次に、新型コロナウイルス対策関連の実施による須恵町の財政状況でございますが、当初に予定していない多額の支出が財政をさらに圧迫してきているため、さきの臨時議会の補正予算において財政調整基金3億7,000万円を繰り入れて、その財源に充てております。

現在のところ、本年度は8億5,700万円の財政調整基金の取り崩しの予定となっております。

これからも新型コロナウイルス関連の支出が続くと想定されますので、財政調整基金に全面的に頼らない財源捻出を図るため、急ぎでない事業につきましては、来年度以降に延期または中止するなどして、事業を組み替えて財政運営を行っていきたいと考えております。

次に、庁舎内職員の分散勤務についてでございます。

役場庁舎内で感染拡大防止及び職員が感染した場合でも業務が継続できるよう、庁舎内、アザレアホールに勤務する各課職員をそれぞれ2グループに分けて分散勤務を行っております。

特に、庁舎1階に窓口がある住民課、健康福祉課、税務課におきましては、分散勤務により少人数の職員での窓口対応で町民の皆様に変御迷惑をおかけしている状況でございます。

また、庁舎2階の都市整備課、上下水道課の現場担当の職員はオイコスの2階へ移動して勤務しております。これについては、本年度いっぱい継続したいと考えております。また、健康福祉課の健康係につきましても分散してオイコス2階で勤務しております。皆様には御不便をおかけするかと思いますが、どうか御理解の上、御協力願いたいと考えております。

この庁舎の分散勤務体制は、近隣市町の状況を見ながら、継続するのか、元に戻すのか判断してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応による今後の庁舎の体制についてでございます。

現在、国の特別定額給付金の対策室を庁舎3階大会議室に、須恵町の独自の支援であります小規模事業者給付金及び生活応援商品券の対応のための対策室を庁舎2階の上下水道課横会議室に設置し、業務を行っております。

本町の職員は、新型コロナウイルスの終息の見通しが立たない中で、分散勤務や新型コロナウイルスの対応が通常業務を圧迫しており、残業の慢性的な増加など職員の勤務体制は非常に厳しいものとなってきております。このような状況が続きますと通常業務に支障を来すおそれがある上に、何よりも職員が疲弊していくことは明らかです。限られた職員の中で、職員の健康を第一に、新型コロナウイルス、また、これから迎える梅雨時期に対応できるよう、庁舎内の体制を整えていきたいと考えております。まずは、新型コロナウイルス対応の対策室を総務課に設置します。この新型コロナウイルス対策室において、国の給付金や町の支援策など、その他新型コロナウイルスに関係する事業の全てをこの対策室が窓口となり統括を行います。次に、これから迎える梅雨時期の災害と併せて、新型コロナウイルスの対応、特に避難所の運営などが大きな問題となります。これらに対応できるよう機構改革を行い、防疫・防災体制の強化を図ります。課の設置条例等の改正が必要となりますが、間もなく梅雨入りとなりますし、災害はいつ発生するかわかりませんので、準備ができ次第、臨時議会にて御提案させていただきたいと考えております。

また、急を要する場合には議長にお諮りした上で専決にて条例改正等をさせていただき、直近の議会で御承認をいただきたいと考えております。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染拡大により厳しい状況にあるにもかかわらず、須恵町に対し多くの企業、個人事業主、住民の方々からマスクの御寄附をはじめ、多様な支援を頂いております。心よりこの場を借りて感謝と御礼を申し上げます。

これからは、規制緩和と強化を繰り返しながら新型コロナウイルスと共存していかなければなりません。国、県の動向を見ながら、今後も万全の体制で臨んでいきたいと考えております。

風水害時の避難所における新型コロナウイルスの対応について

次に、風水害時の避難所における新型コロナウイルスの対応についてでございます。

ただいま報告しましたように、須恵町におきましても新型コロナウイルスの感染症対策を行っているところですが、感染症の流行が続く中で災害が起こるという事態にも備えなければなりません。

災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となります。

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要がございます。

風水害時の町内の避難施設は20施設ございますが、過去の梅雨時期の避難状況を考えますと、空調設備が整っていない施設では避難者の体調管理が難しいことから、一時的に避難する施設に指定されている公民館、アザレアホール、オイコスに加え、第一、第二、第三小学校並びに須恵中学校の各教室2教室を、計8教室を一時避難所として開放いたします。

避難生活が必要となる方につきましては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な限り親戚や友人の方の家等への避難をぜひ検討していただきたいと考えております。この点につきましては、区長会を通して周知徹底を図っていききたいと考えております。

また、可能な方は一時避難所である健康広場、小中学校及び須恵中学校のグラウンドに乗用車で避難していただくことが三密を避ける有効な手段と考えております。

いずれも風雨が強くなる前に避難をしていただくことが重要であると考えております。

これらの施設などに避難される場合は、飲料水や非常食など必要な物は持参いただく必要があります。

避難所の運営についてでございますが、避難場所に指定されている公民館につきましては、各行政区に設置していただきました自主防災組織に対応をお願いしております。

アザレアホール等公共施設につきましては、役場職員において対応いたします。

避難所への滞在が数日間となる場合、あるいは長期になる場合につきましては、非常食の配給、

炊き出しを行います。

入浴が必要になった場合は、ほたるの湯で対応を考えております。

各避難所の運営には、新型コロナウイルス対応のため、次のことを行う必要がございます。

避難所へ到着時に検温等、健康チェックを行い、避難者の健康状態を確認すること。

手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底を図ること。

共用部分の消毒など、避難場所の衛生環境を整えること。

避難所内については、十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保できるよう努めること。

発熱、咳の症状が出た者は、個室等、専用のスペースを確保して、一般の避難者と動線を分けること。このことにつきましては、須恵中学校内まなビックの部屋3部屋ございますので、発熱した場合には、そこで隔離した上で保健師等を通して、医療機関等へ緊急搬送等、必要な場合には対応するように手配をつけております。

今、申し上げた以外にも不測の事態が想定されますが、新型コロナウイルスとの複合災害に対応できるよう、関係機関と協議を行い、今現在準備に入っている状況でございます。

中部防災センター（仮称）の建設について

次に、中部防災センター、仮称でございますけれども、建設についてでございます。

現在、須恵町の防災施設は須恵町防災センター、東部防災センター、西部地域防災センター、城山防災会館の4か所がございます。

須恵川の上流から下流を見て、左岸側に防災施設が3か所ございますが、土砂災害等の危険性がある右岸側、若杉側、岳城側になりますけれども、1か所、城山防災会館のみとなっております。大雨により河川が増水した場合や地震により橋梁が損壊した場合などに対岸に渡れないおそれがございますので、右岸側に防災活動の拠点となる耐震化された指定避難所や防災機材等を備える倉庫を早急に整備する必要がございます。

平成27年度に中部防災センターの建設用地を取得しておりましたが、今年度から建設に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。費用につきましては、造成工事を含み、総額4億円程度を見込んでおります。

令和2年度に建設予定地の地質調査、令和3年度に土木設計、施工、令和4年度から建築設計、施工を行い、令和5年度の完成を目指します。地質調査につきましては9月議会において補正予算で計上させていただきたいと考えております。

整備に係る財源につきましては、須恵区のほうから地元寄附金として5,000万円を頂くことになっております。及び筑紫野・古賀線拡幅工事によります用地買収となりますもともと須恵区の土地でありました巡り原広場の用地買収費、それと須恵分団の詰所の土地、あるいは建物の

補償費を合わせた5,000万円、また、交付税措置がある起債、緊急防災・減災事業債を充てる予定でございます。

今後とも須恵町全域の防災の向上を図るとともに、さらなる住民の安全の向上を図りたいと考えておりますので、御支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一応、私の町長報告はこの3件なんですけども、児玉議員のほうから、町長報告、コロナウイルスに対する6つの質問が出されておまして、議長にお諮りしたところ、答えてくれという内容でございますので、内容についてお答えしたいと思います。

1問目が、小規模事業応援給付金です。申請期間を国の持続化給付金と同じく令和3年1月15日まで延長すべきではないかという御質問なんですけども、これはもう暫時、一応、ルールで10月としておりましたけども、これについては、もう町の対応でございますから、そのときそのときで延長していくべきだろうと思っておりますので、この点については御心配なさなくて結構だと思っております。

持続化給付金の雇用調整助成金の申請窓口を本町で開設すべきですと、福岡市まで行かないよということなんですけども、先ほど説明したように、須恵町の職員のマンパワーは限られております。この事務をやるとすると、福岡県との打合せ、市との打合せ、いろんなことをやらんといかん。それに割かれること自体が我々は苦痛でございます。まして、この件については、国、県が判断すべきことであって、単独の町で判断すべきことではないと考えております。将来、このコロナウイルスの状況が悪化していくと、そういう中で、国、県が判断していくと思っておりますので、その段階で考えればいいことかなと思っております。独り親家庭に対する商品券の増額をということなんですけども、これにつきましては、第二弾、第三弾の話を先ほどしましたけども、当町においては、順次、第2次国の補正を受けながら、将来的なことも考えてやる予定にしておりますので、今の段階で、今の商品券の増額等は考えておりません。段階的にやっていきます。

4番目にPCR検査、ドライブスルー検査の現状と改善策について、これ言葉悪いですけど、ぶっくら棒な質問で、どういう中身かわからないと思ったんですけども、糟屋地区は、もう皆さん御存じだと思いますけども、場所は公的な場で発言できないんですけども、ドライブスルーの検査場を町内医師会と、それと糟屋郡の医師会の御支援を賜って、町長会で判断した上でドライブスルーの検査場をつくっております。先ほど申しましたように、このドライブスルーを使いながら、妊婦健診等をやっていきたいなと考えておりますので、今のところ、現状のやり方でいいのかなと考えております。

5番目に医療従事者が安心して働けるよう定期的な検査の実施と危険手当の支給について、これについても2次補正の中で何らかの形で国が言ってくるだろうと。これについても、いろんな町があります。そういう中で、当町が今すぐ医療従事者が安心して働けるように定期的な検査を

やらんといかんか。危険手当出さないかんか。そういったことについては、医師会のほうから申出あっておりません、まだ。ですから、この件については、関係課を通しながら、町内医師会、あるいは郡の医師会とも協議しながら、今後考えることだろうと思います。やるとすれば、単独の町でやるよりも糟屋地区でやるべきだと思っておりますので、この点については町がどうのこうのという判断は避けたいなと思っております。

最後に6番目に介護、障がい者福祉、保育所、学童保育所などについても、利用者減や休業による影響で運営を維持できるよう応援給付金と職員に危険手当を、また、国、県に対応を要求することについてということですが、これはもうおっしゃるとおりで、国、県が考えることで、我々が単独町でやることじゃない。なぜかと申しますと、今回のコロナウイルスに関して、福岡市長が県よりも先にいろんなサービスを打っていく。そうすることによって、各自治体の首長というのは、周りから言われるわけです。何でうちはやらないのか。それぞれの町の財政の状況とかいろいろあります。その中で、自分のところのバランスを取りながら、このコロナが終わった後の財政状況も見据えながら、長期的な展望の中でいろんなことを判断していく必要があると思います。この6番目に書かれたようなことについては、やはりこれは国、県が考えることであって、町単独で考えるようなことではないのかなと思っております。ただし、先ほどから言うように、状況が悪化した場合については、臨時議会を開いて、これは皆さんの同意が要るわけですから、皆さんの議会の同意を諮りながら、今回、質問なされた6点については、粛々と対応していきたいと考えておりますので、質問にお答えします。

以上です。

○議長（松山 力弥） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係ある事項につきましては、提案のときに併せて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 中部防災センターの建設について、来年度設計ということでございましたが、須恵区の公民館も中に入るとということで、杉の子文庫についてちょっとお聞きしたいんですけども、現在、杉の子文庫、子どもたちの拠点、居場所作りの拠点、また、布絵本の活動拠点ということで、活用されていると思うんですけど、中部防災センターの中にそのような杉の子文庫も入ってくるのでしょうか。まだ、今後の計画だと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 区のほうから要望は来ています。ただ、今回の場合、杉の子文庫に特化して部屋を造るとかというのは、我々の判断じゃないということで、区のほうで工夫してくださいということにしています。

なぜかと申しますと、今現在の公民館も、まだまだ使えるわけです。そういったことも含めながら、そこで杉の子文庫をやりなさいっていう意味じゃなくて、いろんな活用方法があるから、今から設計に入っていきますので、その段階で担当課と区のほうと協議やっていただいて、どこかの部屋を、要するに区が約1億円程度、要するに巡り原広場の代金と、それと消防小屋の代金も合わせると約1億円というお金を出されるわけです。そうすると、大体城山の公民館分ぐらいになるんです。だから、そのあたりで知恵を絞られたらどうですかということ言っています。

ですから、杉の子文庫自体について、じゃ、造りましょうということは、私は明言は、今のところはしていない。ただ、工夫だろうと思います。

○議長（松山 力弥） よろしいですか。ほかにありませんか。——これにて質問を終結します。

日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） おはようございます。それでは、須恵町教育委員会の行政報告をさせていただきます。

議員の皆様も御存じのとおり、昨年度の3月3日から本年度の5月19日までの約2か月半、国の要請を受けて新型コロナウイルス感染予防のため、小中学校を臨時休業としました。この2か月半の学習の補填につきましては、従来の夏季休業期間中において授業日を設定し、授業時数の確保に当たる予定です。

臨時休業期間中は、町コロナ対策本部からの御助言と文部科学省のガイドラインを基に、学校の規模に応じて、各学校が工夫した対応を行うことをキーワードとし、小中学校に指導・助言を行ってまいりました。そのような中、6月1日から通常登校に向けて、5月20日から5月29日まで、小中学校の分散登校を行いました。

それでは、令和2年度の教育施策について説明いたします。

本年度のキーワードも、「有能な駒から、賢明な指し手へ」を目指していきます。

このキーワードの意味は、教師も子どもも指示待ちではなく、自ら考え、主体的に仕事や学習を進めていく姿であると捉えています。そして、この姿こそ新学習指導要領が求めています「主体的・対話的で、深い学び」につながると考えています。

また、この姿勢を基盤として、感動、感謝、共感できる心の教育と連携・連動、つながりを意識した教育を推進します。

そのために、教育者の温かいまなざしの下、子どもの特性に応じて、見通しを持って指導をし、指導後の見取りと子どもを伸ばす評価を行い、徳・知・体のバランスの取れた指導を丁寧に行ってまいります。さらに、学びをつなぐ意味からも、目指せ、須恵中、須恵東中学校の3年生をス

ローガンに取り組んでまいります。

さて、今年度の重点施策は8点ありますが、その中から、本年度新たな取り組むことや重点的に取り組むことの中から、須恵町教育月間、不登校及び不登校兆候の児童・生徒への対応の充実、小中学校5校のICT整備計画の3点に絞り、具体的に説明をいたします。

まず、本年度新たに取り組むこととして、町民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、ふるさとを愛し、ふるさとを担う子どもを育むという目的で、11月を須恵町教育月間とし、11月14日を須恵町教育の日に設定いたします。当日は、心の教育の一環として、道徳科の授業公開を行います。須恵町教育月間を通して、保護者や地域の方に、それぞれの学校や子どもたちの様子を参観する機会を提供したり、保護者や地域の方の積極的な参加を図ったりして、学校の教育活動の関心や理解を一層深めていただきたいと思います。

さらに、先ほど述べました感動、感謝、共感できる心の教育をより一層の推進を図り、学校・家庭・地域の三者で子どもを育てる機運を醸成し、社会総がかりで教育を推進していきます。

次に、重点的に取り組むことは、不登校及び不登校兆候の児童・生徒への対応の充実を図ることです。

教育委員会では、不登校児童・生徒が昨年度に比べて1人でも少なくなるような取組を粘り強く継続的に行っていきます。具体的には、不登校児童・生徒が、適応指導教室である「やまももルーム」を活用し、社会的に自立できるような支援を行っていきます。また、それぞれの学校では、不登校児童・生徒の解消に向けて、定期的に適応促進委員会などを開き、組織的に対応していきます。さらに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを含めたアプローチを継続し、きめ細やかな取組を行っていきたいと考えています。

小中学校5校のICT整備計画につきましては、文部科学省より昨年12月にGIGAスクールの構想の下、全国一律のICT教育の整備が打ち出されました。そこで、無線LAN環境の整備につきましては、令和2年度事業として全小中学校に工事を行います。また、端末の整備については5か年計画で順次行う予定でしたが、文部科学省より前倒しで整備が可能であるという通知を受け、本年度中に全児童生徒に端末を整備する予定です。

最後になりますが、今後も学校の教育活動を行う際は、新しい生活様式に留意して臨むよう、指導・助言を行ってまいります。そして、新型コロナウイルスの第2波、第3波が来ることなく、今年度の教育活動が来年度の3月まで滞りなく行われることを祈念しています。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。今後とも議員各位の御理解と御支援をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。3番議員、稲永でございます。令和2年5月22日金曜日に行われました令和2年第2回粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第8号 財産の取得については、財産を取得するため、議会の承認を得るもので、契約の目的、災害対応特殊救急自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、3,278万円、契約の相手方、福岡トヨタ自動車株式会社。

日程第5、議案第9号 財産の取得についても、財産を取得するため、議会の承認を得るもので、契約の目的、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、5,236万円、契約の相手方、株式会社福岡トーハツとなっており、いずれも全員賛成で可決しました。

日程第6、議案第10号 令和2年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ90万円を追加し、歳入歳出それぞれ22億7,289万2,000円とするもので、歳入については少年消防クラブ助成金、歳出においては少年消防用活動服及び防災学習用備品等の購入費で、全員賛成で可決しました。

日程第7、報告第1号専決処分の報告について（専決第1号）、日程第8、報告第2号、同じく専決処分の報告について（専決第2号）は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている法律上組合の義務に属する1件50万円未満の賠償額の決定及び和解に関する専決処分で、火災出動、また、消火活動中における事故による損害賠償で、内容は記載のとおりとなっております。それぞれ全員賛成で承認しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、御報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第53号から議案第61号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題として、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議

ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第6. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。

では、議案書は1ページをお願いいたします。

議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてでございます。

令和元年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第8号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億58万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億8,878万9,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

2ページをお願いします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

2款 地方譲与税から10款 交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額に合わせて、それぞれ増額及び減額補正をしております。

13款 国庫支出金 2項 国庫補助金3,506万1,000円の減額補正は、プレミアム付商品券事務費及び事業費国庫補助金の減額です。

15款 財産収入 2項 財産売払収入221万3,000円の増額補正は、不動産売払収入です。

17款 繰入金 1項 繰入金2,000万円の減額補正は、財政調整基金繰入金の減額です。

19款 諸収入 3項 雑入1億2,585万6,000円の減額補正は、プレミアム付商品券販売収入の減額です。

21款 環境性能割交付金 1項 環境性能割交付金117万円の増額補正は、3月末の交付決定額に合わせまして増額です。

4ページをお願いします。歳出です。

2款 総務費 1項 総務管理費224万3,000円の増額補正は、不動産売払収入及び寄附金を財政調整基金に積み立てるものです。

3款 民生費 1項 社会福祉費2,751万8,000円の減額補正は、国民健康保険特別会計への決算見込みによります繰出金の減額でございます。

7款 商工費 1項 商工費1億6,091万7,000円の減額補正は、国庫補助プレミアム付商品券事業費の減額でございます。

8款 土木費 5項 下水道費1,600万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによります繰出金の減額です。

13款 予備費 1項 予備費106万3,000円の増額補正は、収支調整による増額です。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第39号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

日程第7. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして、議会をいただいたところですが、その後、予算の補正が必要となりました。去る3月31日付で専決処分をさせていただきますので、ここに御報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,839万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,000万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

次の2ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

1款 1項 国民健康保険税は、一般被保険者保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから124万5,000円の減額補正を行っております。

4款 県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定いたしましたので、それぞれの所要の減額を行い、全体で1,034万6,000円の減額補正です。

5款 繰入金につきましては、職員給与及び事務費に係る補正と、歳出予算補正によりまして2,751万8,000円の減額補正となっています。このうち、一般会計繰入金は1,900万円の減額となっております。

次に、3ページ、歳出でございます。

2款 保険給付費につきましては、1項 療養諸費から5項の葬祭諸費までをそれぞれ決算見込みによる不用額3,495万4,000円の減額補正を行っております。

6款 保健事業費につきましても、不用額344万2,000円の減額補正をしております。

以上、報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第40号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号を文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正

予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

専決処分についてでございます。

令和元年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第4号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、3月31日付で専決処分を行っているものです。地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億766万3,000円とするものです。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正による説明といたします。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 1項 負担金、補正額100万円は、決算見込みによる増額補正です。

2款 1項 使用料、補正額800万円も、決算見込みによる増額補正です。

5款 1項 他会計繰入金、補正額1,600万円の減額は、一般会計繰入金の収入調整による減額です。

次に3ページをお願いいたします。歳出です。

2款 1項 下水道事業、補正額700万円の減額は、工事請負費及び補償・補填及び賠償金の決算見込みによる減額です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第41号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号を文教厚生委員会に付託します。

日程第9．議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、これまで、成年被後見人については印鑑登録の資格がありませんでしたが、法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときは、その成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受けることができることとするものでございます。

詳細については、新旧対照表で説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2条、登録資格において、第2項中、成年被後見人を意思能力を有しないものとして規則で定めるものに改め、第3条、登録の申請で、第2項中、「委任の旨を証する書面を添えて」を削除いたします。

第5条、登録印鑑では、「記録されている」を「記載」という表現に文言の整備を行うものでございます。

2ページに戻っていただいて、附則です。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第42号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号を文教厚生委員会に付託いたします。

日程第10．議案第43号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山税務課長。

○税務課長（横山 剛） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され、公布の日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものであります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の対応になっております。

内容は、新旧対照表において説明いたします。

4ページをお願いいたします。

まず、第1条関係になります。附則第10条につきましては、固定資産税の課税標準の特例を規定するもので、地方税法において特例措置が新設されたことによるものになります。

次に、附則第10条の2、第27項につきましては、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象に事業用家屋及び構築物を加えるものです。

次に、附則第15条の2につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置について、適用期限を令和3年3月31日までに延長するものです。

5ページをお願いいたします。

附則第24条につきましては、徴収猶予の特例としまして、収入に相当減少があり、納税が困難な場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができることとするものです。

続きまして、第2条関係になります。

6ページをお願いします。

附則第25条につきましては、イベント中止などをした事業者に対する払戻し請求権を放棄したものを寄附金控除の対象とする措置になります。

7ページをお願いいたします。

附則第26条につきましては、新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとするものです。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

附則で、施行期日は、公布の日からになります。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年1月1日から施行することとなります。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明をさせていただきたいと思っております。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第43号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第44号須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページは改め文です。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明をいたします。

6条第2項中に明記している法律の題名改称と、条ずれによる改正です。改正前は、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律としていたものを、改正後は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に題名を改称し、改正前、第3条1項としていたものを、条ずれ

により第6条第1項とするものです。

2ページをお願いします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第44号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。

後期高齢者医療保険に加入する被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合において、療養のために労務に服することができない期間の傷病手当支給の規定を設けるにあたり、町において行う事務に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

今回の改正は、傷病手当金に関する申請の受付事務並びにその事務に付随する事務については、後期高齢者医療広域連合規約に基づき、市町村において実施することとなっているための条文中号の追加でございます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2条中第8号を9号とし、第7号の次に、第8号として、広域連合条例附則第5条から第7条までの規定に係る申請書の提出の受け付けを追加するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行するとし

ております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第45号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号を文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由です。

国民健康保険に加入する被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合において、療養のために労務に服することができない期間の傷病手当金支給の規定を設けるにあたり、傷病手当金に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

今回の改正は、今般の新型コロナウイルス感染症対策について、国内でのさらなる感染拡大をできるだけ阻止するために、労働者が感染した場合などに休みやすい環境を整備することを目的とし、保険者に傷病手当金の支給について、国が、緊急的・特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援を行うための附則の追加でございます。

詳細は、新旧対照表で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

附則第1項の次に6項を加えます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金として、第2項で傷病手当金を支給するための算定対象となる期間について、第3項で傷病手当金の額について、第4項で傷病手当金の支給期間について、第5項から第7項までは、傷病手当金の当該被保険者を使用する事業所との支給額の調整についての文言を追加しております。

3ページに戻っていただいて附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の附

則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第46号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第47号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案第47号 工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事、契約方法、指名競争入札、請負金7,486万500円、請負者、福岡県糟屋郡志免町桜丘5丁目8番9号 有限会社吉原電工社 代表取締役 幸貴文、契約保証の方法、契約保証金履行保証748万7,000円、条件といたしまして、工期は、契約の効力が生じた日から令和3年2月19日までとなっております。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第47号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案第48号、こちらも工事請負契約の締結についてでござい

ます。

工事名、須恵第一小学校トイレ整備工事、契約方法、指名競争入札、請負金6,556万円、請負者、福岡県福岡市博多区堅粕3丁目15番31号 株式会社小柳技研 代表取締役 富澤善和、契約保証の方法、契約保証金履行保証655万6,000円、条件といたしまして、工期は、契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までとなっております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第48号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案第49号も工事請負契約の締結についてでございます。

工事名、須恵中学校トイレ整備工事、契約方法、指名競争入札、請負金9,124万5,000円、請負者、福岡県福岡市博多区空港前5丁目5番5号 株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田義人、契約保証の方法、契約保証金履行保証912万5,000円、条件といたしまして、工期は、契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までとなっております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第49号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） 議案第50号 財産取得について、1ページをお願いいたします。

議案第50号 財産取得について、下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項により、本議会の議決を求めるものでございます。

財産の内容ですが、種類は土地となっております。所在地は、須恵町大字上須恵字東原244番1外7筆となっております。地目は、山林、原野、畑それぞれ1筆、宅地3筆、雑種地2筆の合計8筆となっております。地積の合計は6,057.5平方メートルで、相手方は2名でございます。

取得の合計は、4,000万円となっております。

提案の理由といたしまして、公園整備のための用地取得によるものでございます。

次のページから、位置図、詳細図を添付しております。

以上、審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第51号 須恵町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第51号 須恵町固定資産評価員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方自治法第404条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字須恵643番地の1、氏名、合屋浩二、生年月日、昭和35年6月27日、59歳、任期については、令和2年7月の1日からでございます。

提案理由につきましては、現在の須恵町固定資産評価員の今泉俊裕氏が令和2年6月30日をもって辞任のため、その後任に提案するものでございます。

経歴書については、次ページにつけております。

よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第51号 須恵町固定資産評価員の選任については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第19. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第52号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第52号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字旅石886番地の8、氏名、稲永幸子、生年月日、昭和26年12月19日、68歳、任期については、令和2年7月1日から令和5年6月30日まででございます。

提案理由につきましては、稲永幸子氏が、令和2年6月30日をもって任期満了のため、後任を選任するためでございます。

経歴については、次ページにつけております。

よろしく審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第52号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第20. 議案第53号

日程第21. 議案第54号

日程第22. 議案第55号

日程第23. 議案第56号

日程第24. 議案第57号

日程第25. 議案第58号

日程第26. 議案第59号

日程第27. 議案第60号

日程第28. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第53号から日程第28、議案第61号までの須恵町農業委員会委員の選任について、9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第53号から議案第61号 須恵町農業委員会委員の選任についてでございますが、まず議案第53号でございます。

稲永計氏でございます。住所、大字植木1679番地、氏名、稲永計、生年月日、昭和20年6月の12日、任期は、9名とも令和2年7月20日から令和5年7月19日でございます。

提案理由といたしましては、それぞれ須恵町農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日で満了することに伴い、後任委員を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、選任についての後に経歴書を各委員ともつけておりますので御参照いただきたいと思っております。

次に、議案第54号でございます。湯下隆氏でございますが、再任でございます。住所、大字新原404番地、氏名、湯下隆、生年月日、昭和23年10月の14日でございます。

続きまして、議案第55号、吉松努氏でございますが、住所、大字須恵530番地の4、氏名、吉松努、生年月日、昭和27年10月26日でございます。

次に、議案第56号、今泉國次氏でございますが、再任でございます。住所、大字上須恵304番地の1、氏名、今泉國次、生年月日、昭和20年1月4日生まれでございます。

次に、議案第57号でございます。吉松正治氏でございますが、住所、大字須恵621番地、氏名、吉松正治、生年月日、昭和25年2月8日でございます。

続きまして、議案第58号でございます。三角泰治氏でございます。住所、大字旅石689番

地、氏名、三角泰治、生年月日、昭和28年11月8日でございます。

次に、議案59号、百田賢氏ですが、住所、大字佐谷1217番地の8、氏名、百田賢、生年月日、昭和25年7月の3日でございます。

続きまして、議案第60号、小泉雅利氏でございます。住所、大字植木350番地、氏名、小泉雅利、生年月日、昭和24年8月14日生まれでございます。

続きまして、議案第61号、丸山信幸氏でございます。住所、大字旅石72番地、氏名、丸山信幸、生年月日、昭和25年7月4日でございます。司法書士であります。中立的な立場という形から推薦を行っております。

以上でございます。

よろしく審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。

議案第53号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第53号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第54号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第54号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第55号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第55号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第56号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第56号 須恵町農業委員会委員の任

命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第57号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第57号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第58号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第58号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第59号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第59号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第60号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

議案第61号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号 須恵町農業委員会委員の任命については原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第29. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第29、議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億668万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億9,283万2,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条で、地方債の廃止は、第2表 地方債補正による。

債務負担行為の補正、第3条で、債務負担行為の変更は、第3表 債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、事業の追加・変更による増額補正、新型コロナウイルス感染拡大により、事業を組替え・減額補正をしているものがございます。

まず、歳入からです。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金2億660万1,000円の増額補正は、個人番号カード交付事業に対する補助金289万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,646万1,000円、公立学校情報機器整備費国庫補助金8,685万円、学校保健特別対策事業に対する補助金39万6,000円を計上しております。

15款 県支出金 2項 県補助金355万3,000円は、個性ある地域づくり推進事業に対する補助金120万円、英語教育強化推進事業に対する補助金60万4,000円、緊急短期雇用創出事業に対する補助金174万9,000円を計上しています。

16款 財産収入 2項 財産売払収入653万2,000円は、不動産売払収入です。

17款 寄附金 1項 寄附金5,310万円は、特使寄附金です。新型コロナウイルス感染拡大による支援寄附金310万円、中部防災センター（仮称）建設寄附金5,000万円です。

18款 繰入金 1項 繰入金8,300万円の減額は、財政調整基金繰入金の減額です。

20款 諸収入 3項 雑入250万円の増額は、コミュニティ助成事業助成金です。

21款 町債 1項 町債8,260万円の減額は、小中学校ICT環境整備事業債1,640万円の減額補正、須恵第三小学校校舎改修事業債6,620万円の減額補正です。

次に、3ページ、歳出です。

2款 総務費 1項 総務管理費6,361万1,000円の増額補正は、財政調整基金積立金5,963万2,000円、校区コミュニティ推進事業に係る補助金620万円の補正が主なものです。

3項 戸籍住民基本台帳費289万4,000円の増額補正は、個人番号カード事務の会計年度任用職員の人件費。

3款 民生費 1項 社会福祉費763万3,000円の減額補正は、福祉計画策定に係る事

業費の延期による減額。

4款 衛生費 1項 保健衛生費880万円の増額補正は、空き家対策事業に280万円、妊婦PCR検査委託料に600万円の予算計上です。

8款 土木費 4項 都市計画費1,451万円の減額補正は、須恵町都市計画基本図修正及び航空写真撮影業務の事業延期による減額が主なものです。

9款 消防費 1項 消防費293万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大により、消防ポンプ操法が中止となりましたので、消防団活動事業の減額が主なものです。

10款 教育費 1項 教育総務費1億4,344万3,000円の増額補正は、夏休み中の給食等負担金2,251万8,000円、ICT環境整備備品購入費1億2,113万3,000円の増額が主なものです。

2項 小学校費8,802万4,000円の減額補正は、須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事の延期による減額が主なものです。その他に、寄附により、図書購入費を30万円増額補正しています。

3項 中学校費141万円の増額補正は、中学校教育支援事業に121万円、寄附により、図書購入費を20万円増額補正しています。

6項 保健体育費50万円の減額補正は、県民体育大会中止による補助金の減額です。

続いて、4ページ、地方債補正です。

次年度以降に事業延期のため、須恵第三小学校校舎改修事業債を、財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に変更のため、小中学校ICT環境整備事業債を廃止しております。

続いて、5ページ、債務負担行為補正です。

財政計画策定業務委託の期間、令和2年度から令和3年度までを、令和3年度から令和4年度までに変更しています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第62号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第30. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第30、議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ422万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,722万8,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、2ページをお願いいたします。

歳入です。

4款 1項 県補助金422万8,000円の増額補正は、特別調整交付金の追加でございます。

次に、歳出、3ページでございます。

2款 6項 傷病手当金120万8,000円は、歳入の特別調整交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の補正でございます。

6款 1項 保健事業費302万円の増額補正は、重症化予防指導に係る管理栄養士1名分の職員人件費の補正でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第63号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号を文教厚生委員会に付託します。

日程第31. 報告第1号

○議長（松山 力弥） 日程第31、報告第1号 令和元年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページをお願いします。

報告第1号 令和元年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものです。

次のページをお願いいたします。

これまで、令和元年度補正予算で報告してきたものでございます。

7款 商工費 1項 商工費 国庫補助プレミアム付商品券事業のうち、160万円、財源として、プレミアム付商品券事務費国庫補助金160万円。

9款 消防費 1項 消防費 災害用トイレトレーラー購入費1,700万円、財源として、緊急防災減災事業債1,610万円、一般財源を90万円。

10款 教育費 1項 教育総務費 小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業8,978万2,000円、財源として、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金3,388万5,000円、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債4,480万円、一般財源を1,109万7,000円、総額1億838万2,000円を令和2年度へ繰り越す計算書でございます。

以上、報告でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日午後1時より、全員協議会を開催したいと思いますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月10日午前10時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時52分散会

議事日程(第2号)

令和2年6月10日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決について
- 日程第 4 議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第50号 財産の取得について
- 日程第13 議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決について
- 日程第 4 議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 4 4 号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 日程第 7 議案第 4 5 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 4 6 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第 9 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結について
 日程第 10 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について
 日程第 11 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
 日程第 12 議案第 5 0 号 財産の取得について
 日程第 13 議案第 6 2 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
 日程第 14 議案第 6 3 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について
 日程第 16 議員の派遣について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
上下水道課長	稲 永 勝 章	地域振興課長	甲 能 裕 和
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	まちづくり課長	平 山 幸 治
税 務 課 長	横 山 剛	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今回の定例会はコロナ禍のために短縮してやりましたが、最終本会議を皆様の御協力のもとに迎えることができましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本議案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億58万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億8,878万9,000円とするものです。予算審査特別委員会は議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、子ども子育て臨時交付金の減額理由は、との質疑に、昨年10月からスタートした幼児教育・保育無償化事業によるもので、国の交付決定による予算の減額との答弁がありました。

国民健康保険その他操出金の減額理由は、との質疑に、県から過去3年分の医療費水準を基準にして交付された概算の交付決定額に基づく国保会計収支調整のため減額との答弁がありました。

国庫補助プレミアム商品券事業について、減額理由はとの質疑に国の補助事業で、子育て世帯対象となっている商品券購入の実績によるもの。

商品券販売件数は、との質疑に、8,000人の対象で4万枚の予定に対し、販売実績は8,536枚、4,268万円。子育て世帯への周知は、との質疑に、ホームページや商工会からのチラシにより周知しているとの答弁がありました。

以上、当委員会において慎重審査し、採決の結果、予算審査特別委員会全員賛成で承認です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第39号について討論に入ります。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第

39号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分については承認することと決定しました。

日程第2. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査を報告いたします。

別冊の令和元年度歳入歳出予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,839万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,000万円とするものです。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款 1項 国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の4月末時点の決算見込みから、次の8ページ、9ページになります。

124万5,000円の減額補正を行っています。

4款 1項 県補助金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定したもので、それぞれ所要の補正を行い、全体で1,034万6,000円の減額補正です。

5款 1項 他会計繰入金は年度末の収支見込みにより2,751万8,000円の減額補正となっています。内訳は3節 給与費等繰入金、人件費及び事務費の決算見込みにより289万8,000円の減額、4節 出産育児一時金繰入金562万円の減額。

次の10ページ、11ページになります。

6節 その他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険税並びに県支出金等の補正と歳出予算補正によりまして、1,900万円の減額となっております。

7款 1項 延滞金、加算金及び過料は決算見込みにより26万円の増額、同じく3項 雑入も決算見込みにより42万2,000円の増額です。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

歳出は全て減額の補正となっております。2款 1項 療養諸費1,844万1,000円の減額。2項 高額医療費、次の14ページ、15ページです。763万1,000円の減額。3項 輸送費全額の6万円を減額。4項 出産育児諸費843万2,000円の減額。

次の16ページ、17ページをお願いします。

5項 葬祭諸費39万円を減額しまして、それぞれの決算見込みによる不用額の減額補正を行っています。

6款 1項 保健事業費51万2,000円の減額は、医療費適正化事業の7節 賃金、12節 役務費、13節 委託料の決算見込みにより不用額の減額をしております。

2項 特定健康診査等事業費293万円の減額は、13節 委託料の不用額を減額補正しております。

質疑として、その他一般会計繰入金の減額の理由は、との質疑に、税率の改正していなく、税収は少なかったが、過去の医療費の平均により県補助金が多かったこと、歳出では医療費が下がったことにより、一般会計からの繰入金が必要でなくなったとの答弁がありました。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第40号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第3. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第41号令 和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊令和元年度補正予算書の1ページでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億766万3,000円とする。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款 1項 負担金、2款 1項 使用料は決算見込

みによる増額となっております。

5款 1項 他会計繰入金は一般会計繰入金の収支調整による1,600万円の減額補正となっております。

8ページ歳出ですが、2款 下水道事業費は決算見込みによる不用額の減額でございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第41号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第4. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第42号、須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。ごめんなさい。もとい、文教厚生常任委員会の報告を求めます。三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

今回の改正は、これまで成年被後見人については印鑑登録の資格がありませんでしたが、法定代理人が同行し、かつ、成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときはその成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受けることができることとするものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条、登録資格においては第2項中、成年被後見人は意思能力を有しない者として規則で定めるものに改め、第3条、登録の申請で第2項中委員の旨を証する書面を添えてを削除いたします。

第5条、登録印鑑では記録されているのを記載という表現に文言の整理を行うものです。

2ページに戻っていただいて、附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第5. 議案第43号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され、公布の日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。皆様御承知と思いますが、本改正は新型コロナウイルス感染症の影響を受けての軽減措置、特例措置を新設するものでございます。

内容は新旧対照表において説明いたします。4ページをお願いいたします。

まず、第1条関係になります。附則第10条の読み替え規定については、固定資産税の課税標準の特例を規定するもので、改正された地方税法における附則第61条新型コロナウイルス感染症等にかかる中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例及び附則第62条新型コロナウイルス感染症等にかかる先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が新設されたことによるものです。

次の附則第10条の2 第24項については同条第27項が新設されたことによる文言の追加です。

次の附則第10条の2、第27項については、法附則第62条に該当する事業者課税標準をゼロとするものです。

次の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税については、軽自動車税取得の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、令和3年3月31日まで延長するものでございます。

5ページをお願いします。

次に、附則第24条については、徴収猶予の特例としまして、令和2年2月から納期限までの一定の期間において収入が前年同期比概ね20%以上の減少をし、一時に納付が困難と認められる場合には無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる措置を設けるものでございます。この特例は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税について適用するものです。

6ページをお願いします。第2条関係になります。附則第10条及び次の附則第10条の2、第27項については、地方税法の改正による条ずれになります。

次に、附則第25条については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止や延期をした文化、芸術、スポーツイベントにおいて、文部科学大臣が対象イベントに指定した場合、チケットの払い戻しを受けないことを選択したものにその金額分を寄附と見なし、寄附金控除を受けられる制度を設けるものです。

7ページをお願いします。附則第26条については、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする措置を講じるものです。

戻っていただきまして、3ページをお願いします。

附則で施行期日は公布の日からとなります。ただし、第2条の規定につきましては令和3年1月1日から施行することになります。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第6．議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、情報通信技術の活用による行政手続き等にかかる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

3ページをお願いします。新旧対照表です。

第6条第2項で行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に題名を改称し、第3条第1項としていたものを条ずれにより第6条第1項とするものです。これは本条例が参照している法律の名称変更に伴う字句の改正であり、条例の内容が変わるものではありません。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第44号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は委員長報告の通り可決されました。

日程第7．議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、後期高齢者医療保険に加入する被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合において、療養のために労務に服することができない期間の傷病手当金支給の規定を設けるに当たり、町において行う事務に関する必要事項を定めるため当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

今回の改正は、傷病手当金に関する申請の受付事務、並びにその事務に付随する事務については、後期高齢者医療広域連合規約に基づき、市町村において実施することになっているため、条文中、号の追加です。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に第8号として、広域連合条例附則第5条から第7条までの規定にかかる申請書の提出の受付を追加するものです。

2ページに戻ります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第8. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、国民健康保険に加入する被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合において、療養のために労務に服することができない期間の傷病手当金支給の規定を設けるに当たり、傷病手当金に関する必要事項を定

めるため当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

今回の改正は、今般の新型コロナウイルス感染症対策について、国民のさらなる感染拡大をできるだけ阻止するために労働者が感染した場合などに、休みやすい環境を整備することを目的とし、保険者に傷病手当金の支給について、国が緊急的特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援を行うための附則の追加です。

4 ページ、5 ページの新旧対照表を御覧ください。

附則、第1項の次に6項を加えます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金として、第2項で傷病手当金を支給するための算定対象となる期間について。第3項で傷病手当金の額について。第4項で傷病手当金の支給期間について。第5項から第7項までは傷病手当金の当該被保険者を使用する事業所との支給額の調整についての文言を追加です。

3 ページに戻ります。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則、第2項から第7項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規定で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

質疑として、傷病手当は個人、法人事業所の被用者にも該当するののかとの質疑に、条例を定め、あくまで支給できるのは国民健康保険の被保険者のみであるとの答弁があり、傷病手当が個人、法人事業者の被用者のうち、国民健康保険との被用者以外に支給がないという理由で反対討論がありました。

以上採決の結果、文教厚生委員会、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。まだ指名していません。ちょっと待ってください。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

私は文教厚生委員会において反対討論をいたしましたが、協会けんぽは別枠と考え、また、国が特別調整交付金で財政支援するのであれば非常に有益だと思っております。しかし、7項の事業者より町が徴収するという項目については排除すべきと思っております。

しかしながら、コロナの対策として国保加入者によって傷病手当交付は非常に有益であると思いい、賛成討論をいたします。

○議長（松山 力弥） ほかに、討論ありませんか。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） ただいまの賛成討論、大変に結構なものと思いますが、意見の変

わった経緯がよくわかりませんので、もう一度丁寧な説明を伺いたいです。

○議長（松山 力弥） 児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） これは国保加入者のみに対象されておるわけでございまして、私は協会けんぽはどういう対応になるかということでございましたが、協会けんぽは……

○議長（松山 力弥） 協会けんぽって何。

○議員（7番 児玉 求） 協会けんぽっていいますので、建設業……

○議長（松山 力弥） それは関係ない。

○議員（7番 児玉 求） ですから、別枠と考えるというふうに。

○議長（松山 力弥） いや、ここには関係ないよ。そんなん言わなくていいよ。これは国民健康保険の話。

○議員（7番 児玉 求） はい。それで、国が特別調整交付金を助成するというのであれば、国保加入者にとって非常に有益であると。しかしながら、その町が国が助成するのに町が今度は事業者からその保険代を徴収するという文言については削除すべきだと今考えています。しかしながら、国保加入者にとって……

○議長（松山 力弥） 児玉さん。その削除するって関係ない、議案に。そういうのは関係ないです。どれに。あなた賛成討論でしょう。賛成討論してください。だから、何も言わんで賛成なんでしょう。その中身の、これは削除するってあなた反対討論になる。

○議員（7番 児玉 求） いいえ。

○議長（松山 力弥） いいえじゃないって。

○議員（7番 児玉 求） 賛成をしとるんですが、この……

○議長（松山 力弥） 賛成でいいじゃない。そこを。賛成討論はこれが賛成だから、これは反対だからって、賛成討論はないんです。条件つけたらいけないんです。この議案に対して、私はこうだから賛成ですって言って皆さんの意見を徴集するのが賛成討論なんです。反対討論は、私はこうだから皆さん私の意見に賛同してくださいっていう。討論はそれなんです。中身に対して、あれは賛成、これは反対っていう賛成討論はありませんので、そこは省いてください。削除してください。だから、全体的に傷病者の被加入者がコロナウイルスにかかった場合には、労務に服することができない場合には傷病手当の支給を設ける改正案になります。その件について、私は賛成討論か反対討論かお願いしたい。今、田ノ上さんがその説明がわからんっていうことでございましたけど、わかりましたか。

○議員（11番 田ノ上 真） わかりません。

○議長（松山 力弥） では、もう1回初めから聞きましょう。どうぞ。私が言ったのは省いてください。

○議員（7番 児玉 求） 私が申し上げたいのは、国のほうが特別調整交付金という特別に交付……

○議長（松山 力弥） 児玉さん。あなたが先ほど反対しましたが、委員会では。さっき委員長は反対討論があったと。反対討論から何で賛成に回ったか、そこだけの説明をお願いします。

○議員（7番 児玉 求） 国がコロナ対策で特別調整交付金を支給するという点に関して、非常に有意義だという観点です。そこを押さえます。

○議長（松山 力弥） その前は何で反対したんですか。

○議員（7番 児玉 求） 国が助成をするのに、町が今後は事業者から徴収するという文言がこれは国のほうからあるわけです。その分は納得はいかないけど、国民の加入者のために賛成するという点でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） 当初、反対していたときのと、今にいたって別に議案の内容が変わるわけではございませんので、変わったのは児玉さんの意見。国がとか、町がとか言っておられますが、単純に議案の内容に対する理解が深まったから変わったということですか。それでよろしいですか。そういうふう理解して。委員会審査のときは今ほどの理解にいたってなかったということでしょうか。

○議長（松山 力弥） ごめん。田ノ上さん。もう結構です。これ討論の場でございますので。ちょっと議案、議場がルールにちょっと反しているところありますけど、これで討論を終結いたします。よろしいですか。——よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第9. 議案第47号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第47号 工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、

本議会の議決を求めるものです。

工事名、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金、7,486万500円。請負者、福岡県糟屋郡志免町桜丘5丁目8番9号、有限会社吉原電工社、代表取締役 幸貴文。契約保証の方法、契約保証金（履行保証）748万7,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和3年2月19日までとなります。請負金の支払いは原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。今回の工事につきましては、本店もしくは支店が糟屋郡内または福岡市内にあり、かつ、電気通信工事の登録があり、技術者が所属している7社を指名し、5月13日に指名通知及び仕様書配布、5月28日に入札会が実施されています。落札率は89.81%。6月3日仮契約が締結されており、本日の議決をもって契約の効力が生じ本契約となります。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号 工事請負契約の締結については委員長の報告の通り可決されました。

日程第10. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第48号 工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵第一小学校トイレ整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金、6,556万円。請負者、福岡県福岡市博多区堅粕3丁目15番31号、株式会社小柳技研、代表取締役 富澤善和。契約保証の方法、契約保証金（履行保証）655万6,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までとなります。請負金の支払いは原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。今回の工事につきまし

ては、本店が須恵町内、または近隣市町にあり、かつ、須恵町指名競争入札参加者指名基準要項別表で建築一式工事B等級以上、経営事項審査の建築の評点が660点以上の7社を指名し、5月13日に指名通知及び仕様書配布、5月28日に入札会が実施されています。落札率は99.12%。6月2日仮契約が締結されており、本日の議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、夏休みも授業となったが、十分な工期が取れるものかというものに対し、土日、時間外も利用して間に合わせたいとの回答でした。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第48号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第48号 工事請負契約の締結については、委員長の報告の通り可決されました。

日程第11. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第49号、工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵中学校トイレ整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金、9,124万5,000円。請負者、福岡県福岡市博多区空港前5丁目5番5号、株式会社飯田工務店、代表取締役 小山田義人。契約保証の方法、契約保証金履行保証912万5,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までとなります。請負金の支払いは原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。今回の工事につきましては、本店が須恵町内、または近隣市町にあり、かつ、須恵町指名競争入札参加者指名基準要項別表で建築一式工事B等級以上、経営事項審査の建築の評点が660点以上の8社を指名し、5月13日に指名通知及び仕様書配布、5月28日に入札会が実施されています。落札

率は99.36%。6月2日仮契約が締結されており、本日の議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） これ整備工事は何か所でございますでしょうか。それと、須恵町で何社入札に入ったのか。そこをちょっと教えてください。

○議長（松山 力弥） 何か所の工事か。田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 確認しますが、何か所というのは中学校のトイレの。

○議員（7番 児玉 求） 和式を洋式にするという形になると思いますが、箇所数とそれと須恵町で何社入札されたか教えてください。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） お答えします。工事の箇所は須恵中学校のトイレ整備工事ということで、以前にも説明を受けておりますので、資料を持ってあると思いますので、割愛します。

それと、入札に参加した企業ということですが、私ただいまの報告で、指名競争入札で8社。8社を指名し、そのうちで飯田工務店が落札したと申し上げました。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） ちょっと待って。7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 須恵町の入札業者は何社かっていうことをお尋ねした。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 個別の入札の会社についてはここでは申し上げません。また後で終わってから教えます。ようございますかね。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号工事請負契約の締結については委員長の報告の通り可決されました。

日程第12. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第50号 財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案の理由として、公園整備のための用地取得でございます。財産の内容ですが、種類は土地、所在地は須恵町大字上須恵字東原244番1ほか7筆でございます。地目、地籍、相手方は議案書記載のとおりでございます。取得額の合計は4,000万円でございます。添付の位置図、詳細図に明らかなですが、本土地は上須恵の住宅より比較的高いところに位置しています。目的とする公園整備や環境保護、水源保護にもつながるものでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決をしております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号 財産の取得については委員長の報告の通り可決されました。

日程第13. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正。本議案は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億668万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億9,283万2,000円とするものです。地方債の補正、第2条、地方債の廃止は第2表 地方債補正による。債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の変更は第3表 債務負担行為補正によるとしております。予算審査特別委員会は議員全員の審査のため、詳細につきましては、省略いたします。

質疑として、校区コミュニティ推進事業の補助金について、3コミュニティに均等に按分するものか。また、事業主体は、との質疑に、全て均一で校区コミュニティ推進事業費補助金は宝くじの広報事業の一環でコミュニティの備品購入に充て、コミュニティによる申請、町は仲介する

もの、個性ある地域づくり推進事業費補助金は各コミュニティで駅や公園などをイルミネーションで飾ってもらうため、町が助成し、コミュニティが計画実施するものとの答弁がありました。夏季休業期間の通常登校について、暑さによるエアコン使用の予算措置はとの質疑に、現予算で対応するが不足する場合は補正させていただきたいとの答弁。ICT環境備品購入費について、タブレット端末の整備による児童生徒への指導内容はとの質疑に、須恵町のICT計画に基づき、ICT支援員を中心に、教師への指導、また学習支援を行う計画としているとの答弁がありました。

以上、当委員会において、慎重審査し、採決の結果、予算審査特別委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は委員長の報告の通り可決されました。

日程第14．議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ422万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,722万8,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

4款 1項 県補助金422万8,000円の増額補正は特別調整交付金302万円と傷病手当金特別調整県交付金120万8,000円の増額です。

続いて、8ページ、9ページの歳出です。

2款 6項 傷病手当金120万8,000円は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正

で、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の補正です。

6款 1項 保健事業費302万円は重症化予防指導にかかる管理栄養士1名分の職員人件費の増額補正です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告の通り可決されました。

日程第15. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員会より会議規則第70条の規定により、次の通り所管事務について閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より空き家の現状調査について。以上、各委員会の申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第16、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りました通り、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配りました通り、派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時20分より、広報特別委員会を第2委員会室で開催しますので委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和2年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時06分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力 弥

署名議員 5 番 藤野 正 剛

署名議員 6 番 川口 満 浩